

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月7日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 堤 康

### 1 工事概要

- (1) 工事名  
旭川地方検察庁春光西宿舎等解体撤去工事
- (2) 工事場所  
北海道旭川市春光町10番地1
- (3) 工事内容  
宿舎の建物（鉄筋コンクリート造3階建、延べ床面積759.84㎡）、ポンプ室（ブロック造平屋建、延べ床面積11.06㎡）、工作物（石門、囲障、下水、舗床、照明装置、ガス装置、貯槽等）、樹木、その他柵など地下埋設物を含む一切の解体・撤去を行う。
- (4) 工期  
令和8年10月31日まで
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本件入札手続は、下記3に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEP S）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により行う。  
なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本工事の業種区分（解体工事又は建築一式工事）において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生  
手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務  
省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けているこ  
と。)

- (3) 上記(2)で建築一式工事の一般競争参加資格による場合は、法務省の令和  
7・8年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出し  
て得た総合数値が、850点以上1,000点未満(C)であること。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日か  
ら開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課  
長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用につい  
て」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入  
札説明書参照）。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再  
生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を  
受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準  
ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手  
方として不相当であると認めていないこと。
- (8) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準  
価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65  
点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務  
省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過してい  
ること。

### 3 入札手続等

- (1) 担当課・係 〒070-8636  
北海道旭川市花咲町4丁目  
旭川法務総合庁舎2階  
旭川地方検察庁会計課国有財産係  
電話 0166-51-8767(会計課直通)
- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法
  - ア 入手期間  
令和8年1月7日から同年2月18日まで
  - イ 入手方法
    - ㍿ 入札説明書等は、上記(1)にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭

和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する行政機関の休日 (以下「休日」という。) を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。)

(イ) 郵送又は電子メールでの希望者は、上記(1)まで連絡すること。

(3) 申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和 8 年 1 月 7 日から同月 1 9 日までの休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出方法 電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参若しくは郵送 (書留郵便に限る。提出期間内必着。) すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和 8 年 2 月 1 9 日午後 4 時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。提出期間内必着) すること。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和 8 年 2 月 2 0 日午後 2 時

(イ) 開札の場所

〒070-8636 北海道旭川市花咲町 4 丁目

旭川法務総合庁舎 3 階大会議室又は電子調達システム

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法 (平成 4 年法律第 5 1 号) による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付 (保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店)。ただし、利付国債の提供 (保管有価証券の取扱店 日本銀行旭川代理店) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

## 入札調書

件名	旭川地方検察庁春光西宿舍等解体撤去工事				
入札及び開札の場所	旭川地方検察庁				
入札日時	令和8年2月19日	午後4時00分	開札日時	令和8年2月20日	午後2時00分
入札者 法人番号	1回	2回	見積1回	見積2回	
	金額(千円)	金額(千円)			
1	有限会社スギショー 法人番号1320002010162	34,500			落札
2	株式会社浜田組 法人番号3450001007839	43,000			
3	株式会社アイエスクルー 法人番号4380001020914	44,650			
4	有限会社成新 法人番号5450002008504	48,000			
5	株式会社谷脇組 法人番号6450001002069	54,600			
6	株式会社岸田組 法人番号2450001001041	55,000			
7	松藤土建株式会社 法人番号1450001002957	59,900			
8					
9					
10					
落札決定の理由	最低価格のため				
備考	会計法第29条の3第1項による一般競争 当該金額に10%に相当する額(消費税相当額)を加算した金額が、法律上の入札(見積)金額である。 予定価格(税抜価格) 48,690 千円 調査基準価格(税抜価格) 38,950 千円				
入札した結果は、上記のとおりである。					
令和8年2月20日					
入札執行者 国有財産係長 原田陽一					
立会者 会計課長 坂下浩一					

第4号様式

競争参加資格確認結果

- 1 工事名 旭川地方検察庁春光西宿舎等解体撤去工事
- 2 部局名 旭川地方検察庁
- 3 入札公告日 令和8年1月7日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日 令和8年1月23日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
松藤土建株式会社	有	
有限会社スギショー	有	
株式会社アイエスクルー	有	
株式会社岸田組	有	
株式会社浜田組	有	
有限会社成新	有	
株式会社谷脇組	有	

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載する。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、競争参加資格確認通知書と同様の内容を記載する。

第9号様式

契約の内容

契約年月日	令和8年3月12日
契約業者名	有限会社スギショー
契約業者の住所	大分県由布市湯布院町下湯平2398
工事の名称	旭川地方検察庁春光西宿舎等解体撤去工事
工事場所	北海道旭川市春光町10番地1
工事種別	解体工事
工事概要	宿舎の建物等一切の解体撤去
工期 (自) ~ (至)	令和8年3月13日~令和8年10月31日
契約金額	¥37,950,000-

# 予定価格調書

金 53,559,000 円

(うち消費税及び地方消費税相当額 4,869,000 円)

(入札書比較参考額 48,690,000 円)

(調査基準価格 42,845,000 円)

(調査基準価格の100/110 38,950,000 円)

ただし、旭川地方検察庁春光西宿舎等解体撤去工事委託契約として

令和8年2月16日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 堤 康

予定価格積算内訳書

工事名 旭川地方検察庁春光西宿舎等解体撤去工事

第6号様式の2

工事総括表（1-イ）

<p><u>金 53,559,000 円</u></p> <p>(工事価格 金 48,690,000 円)</p> <p>(調査基準価格 金 42,845,000 円)</p> <p>(調査基準価格の100/110 金 38,950,000 円)</p>					
---	--	--	--	--	--

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費					
1 仮設工事		一式		5,507,710	
2 宿舎解体		一式		11,119,900	
3 貯水槽解体		一式		1,516,740	
4 発生材処理		一式		15,114,000	
5 設備撤去工事		一式		3,330,000	
6 その他工事		一式		4,769,800	
小 計				41,358,150	

工事総括表（1－口）

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
共 通 費					
共通仮設費		一式		1,577,163	
現場管理費		一式		3,048,407	
一般管理費等		一式		2,706,280	
小 計	(共通費)			7,331,850	
計	(工事価格)			48,690,000	
消費税相当額		一式		4,869,000	
総 合 計				53,559,000	

第7号様式

低入札価格調査の実施概要

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	資機材及び作業員等の人材について、協力会社の協力が得られ低コストでの作業が実現できる。 作業員の人員余剰により、単価等安定しての供給が可能である。
2 契約対象工事付近における手持ち工事の状況	なし
3 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度府中刑務所宿舎R棟等構内整備工事：法務省（工期末：令和8年3月6日）</li> <li>・国有建物解体撤去等工事（北九州市若松区大池町）：福岡財務支局（工期末：令和8年3月19日）</li> <li>・令和7年度杉園宿舎とりこわし工事：九州地方整備局（工期末：令和8年2月27日）</li> <li>・九州新幹線（西九州）、武雄鉄道建設所事務所建物他撤去工事：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（工期末：令和8年3月10日）</li> </ul>
4 契約対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等の関連	入札会社の本社は大分県内であるが、協力会社の事務所・倉庫等と工事現場との距離は、約7.2kmである。
5 手持ち資材の状況	なし
6 資材購入先及び購入先と入札者の関係	なし
7 手持ち機械数の状況	油圧ショベル4台及びバックホー1台が使用可能である。
8 労務者の具体的供給見通し	鳶6人、解体工12～15人、オペレーター3人
9 過去に施工された公共工事名及び発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州新幹線（西九州）、武雄鉄道建設所事務所建物他撤去工事：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</li> <li>・鹿児島地方法務局屋久島出張所及び職員宿舎解体工事：鹿児島地方法務局</li> <li>・秋田港湾合同庁舎附属棟解体工事（その2）：函館税関</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高感度地震観測施設の撤去工事(谷汲)：国立研究開発法人防災科学技術研究所</li> <li>・令和7年度府中刑務所宿舎R棟等構内整備工事：法務省</li> <li>・修学院離宮景観農地舗装改修工事：宮内庁京都事務所</li> <li>・中の小路宿舎等解体撤去工事：佐賀地方検察庁</li> </ul>
10 経営内容	問題なし

項 目	内 容
11 1から10までの事情聴取した結果についての調査検討	<p>上記1の記載内容のほか、下請け業者が地元業者であり、解体工事に慣れているため無駄な経費を削減でき、また労働者も必要な人数のみ確保しているとのことであった。</p> <p>また、法務省発注による宿舎解体工事等を含め複数の公共工事の契約実績があること、経営状況についても良好であり、受注中に経営状況が悪化する要因も見当たらないことから、契約の内容に適合した履行がなされると判断できる。</p>
12 入札者の施工した法務省発注工事の成績状況	なし
13 経営状況	公表しないこととする
14 信用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設業法違反の有無 該当なし</li> <li>(2) 賃金不払いの状況 不明</li> <li>(3) 下請け代金の支払遅延状況 不明</li> <li>(4) その他 特になし</li> </ul>
15 その他	建設副産物の搬出予定は適切であると認められる。